

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年5月7日変更）について

項目		措置区域	期間
期間の 延長	緊急事態宣言	東京都、京都府、 大阪府及び兵庫県	<u>令和3年5月31日まで</u>
	まん延防止 等重点措置	埼玉県、千葉県、 神奈川県、愛媛県 及び沖縄県	
対象の 追加	緊急事態宣言	愛知県及び福岡県	令和3年5月12日から 5月31日まで
	まん延防止 等重点措置	北海道 、岐阜県 及び三重県	令和3年5月9日から 5月31日まで（23日間）
除外	まん延防止 等重点措置	宮城県	令和3年5月11日まで

基本的対処方針の主な変更点

緊急事態措置区域における取扱い

催物（イベント等）の開催制限	<p>■<u>規模要件等（人数上限5,000人かつ収容率50%等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を21時までとするよう要請。</u></p> <p>併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう主催者に要請。</p>
施設の使用制限等	<p>■<u>休業要請を行う飲食店等に「利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店」を追加</u></p> <p>■<u>施行令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設に対して、営業時間の短縮（20時までとする）を要請</u></p>

まん延防止等重点措置区域における取扱い

施設の使用制限等	<p>■<u>緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供を行わないよう（利用者による酒類の店内持込を含む）要請</u></p> <p>■<u>措置区域において、施行令第11条第1項に規定する多数の者が利用する施設について、営業時間の短縮（20時までとする）を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行う。特に、緊急事態措置の実施期間においては、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ</u></p>
----------	--